

群馬大学医学部附属病院救命救急センター規程

令和 4.10. 1 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程第10条第9項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院救命救急センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、医療業務の高度化・効率化及び全人的・包括的医療並びに救急救命医療体制の確立を図り、あわせて教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急患者の診療業務に関すること。
- (2) 救急患者の診断・治療技術の開発に関すること。
- (3) 救命救急医療の臨床教育及び臨床研修に関すること。
- (4) 救命救急医療に係る病態生理の研究及び治療法の開発に関すること。
- (5) 救命救急等、先進医療の実践に関すること。
- (6) 初診患者に対するプライマリー・ケアの実践及び教育に関すること。
- (7) 専門外来との連携及び紹介に関すること。
- (8) 地域医療支援体制の確立に関すること。
- (9) 臨床実践教育の支援に関すること。
- (10) 科学的根拠に基づく医療の実践及び教育の支援に関すること。
- (11) その他救命救急医療及び総合診療に関すること。

(職 員)

第4条 センターに、センター長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 副センター長
- (2) 救急科に所属する医師
- (3) 総合診療科に所属する医師
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院救命救急センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第6条 センターの事務は、医療支援課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，運営委員会の議を経て，病院長が別に定める。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は，病院運営会議の議を経て，病院長が行う。ただし，法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は，令和4年10月1日から施行する。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。